

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

平成 29 年 10 月 10 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 長濱 寿夫

1 調達内容

- (1) 調達件名 29-南港前団地洗濯排水設備改良工事設計
- (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成 29 年 12 月 8 日まで（予定）
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を見積書（別記様式第 2 号）に記載すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第 332 条（当機構から取引停止措置を受け、その後 2 年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関西地区における平成 29・30 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格を有している者で、業種区分「建築設計」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 上記認定者のうち、建築設備士の有資格者かつ設備設計一級建築士、管工事施工管理技士、消防設備士（甲種）、技術士（機械部門又は衛生工学部門）のいずれかの有資格者をそれぞれ 1 名以上有する者であること。ただし同一人物がそれぞれの資格を有する場合は 1 名以上でよい。
- (4) 機構又は公的機関から過去 10 年度以内（平成 19 年度以降）に本業務と同種の業務の元請としての実績が 1 件以上又は下請けとしての実績が 5 件以上あること。

なお、同種の業務とは、居住中の共同住宅における機械設備保全・改修工事に係る設計・積算業務をいう。

- (5) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと
(詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。
- (7) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書(当機構ホームページ→入札・契約情報→新たな取り組み→オープンカウンター方式参照)等を承諾していること。

3 参加資格証明書類

- (1) 参加希望者は、参加資格証明書類を提出しなければならない。
- (2) 参加資格証明書類は、別記様式1により作成すること。
- (3) 参加資格証明書類は、次に従い作成すること。

① 登録状況

参加表明時に当機構関西地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格を有しているもので、業種区分「建築設計」に係る競争参加資格の認定を受けている者は、別記様式1により平成29・30年度競争参加資格認定通知書の写しを提出すること。

② 保有資格者の確認

2(3)で記載した保有資格者について別記様式1に記載すること。

③ 業務の実績

2(4)で記載した実績を別記様式1に記載すること。

4 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先
〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-85
独立行政法人都市再生機構西日本支社総務部契約課
電話 06-6969-9970
- (2) 見積書及び参加資格証明書類の提出期限及び提出方法
 - ① 提出期限 平成29年10月16日(月)午後3時

- ② 提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ。なお、見積書、封筒の作成・提出に当たっては、別記様式(第2号)又は当機構ホームページ掲載の「入札・契約情報」内の「オープンカウンター方式」を必ず確認すること。
 - ③ 提出書類 上記2(2)から(4)に掲げる内容を確認できる資料を見積書に同封して提出すること。
- (3) 見積合せの日時
見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお見積参加者の立会は求めない。

5 その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 請書(別添)を提出
- (3) 見積りの無効
本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。
- (4) 契約の相手方の決定方法
独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出前又は提出と同時に、以下の宛先に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない(同申請書の余白に「『29-南港前団地洗濯排水設備改良工事設計』申請希望」と明記すること)。
〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構 西日本支社総務部契約課
電話 06-6969-9023
- (6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先
独立行政法人都市再生機構西日本支社技術監理部ストック保全課
電話 06-6969-9471

以上

- 当機構関西地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（業種区分：「建築設計」）に係る競争参加資格の認定

提出者：_____

平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格を有しているもので、業種区分「建築設計」に係る競争参加資格の認定書の写しを提出

- 保有資格者の確認

		2 (3) で記載した資格
① 氏名		
② 所属・役職		
③ 保有資格・取得年月日		
④ 雇用関係	会社名	
	所属	
	雇用期間	

注1：記入に際しては1名につき1枚とする。

注2：保有資格の確認できる書類を添付すること。

- ・参加表明者の過去10年度以内（平成19年度以降）に受注し完了した業務実績

	2(4)で記載した実績
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 (担当部局) 住所 TEL	
業務の概要	

別記様式第2号

見 積 書

金

円也

ただし、29-南港前団地洗濯排水設備改良工事設計

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 長濱 寿夫 殿

表

独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部長 長濱 寿夫 殿
(29 南港前団地洗濯排水設備改良工事設計見積書)

裏

封	印
住所・連絡先	印
氏名	印
※登録番号	印

※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること。

別 添

請 書

1. 業 務 名
2. 履 行 場 所
3. 履 行 期 間 平成 年 月 日から
 平成 年 月 日まで
4. 請 負 代 金 額 金 _____ 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円)

上記業務をお請けするについては、下記契約条項を承諾の上、確実に履行いたします。

平成 29 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
支社長 西村 志郎 殿

受注者 住所
 氏名

印

契 約 条 項

- 第1条 受注者は、この請書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下同じ。）に基づき頭書の請負代金額をもって、頭書の履行期間内に頭書の業務を完了しなければならない。
- 第2条 受注者は、この契約締結後 10 日以内に工程表（実施日程表）を作成して、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。
- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、機構の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部を一括し、又は業務の主体的部分を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 第5条 受注者は、業務の履行、履行場所の管理その他業務に関する一切の事項については、監督員の指示監督を受けなければならない。
- 第6条 受注者は、業務の履行が図面又は仕様書に適合しない場合において監督員の指示があったときは、直ちに、これに従わなければならない。
- 第7条 受注者は、業務に支障を及ぼす天候の不良、その他受注者の責めに帰することができない事由又は正当な事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく、履行期間の延長について協議しなければならない。

2 機構は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。機構は、その履行期間の延長が機構の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第8条 受注者は、前条以外の事由により、履行期間内に業務を完成することができないときは、遅滞日数につき請負代金額の年（365日当たり）5パーセントに相当する履行遅滞金を納めなければならない。

2 機構の責めに帰すべき事由により、請負代金の支払いが遅延したときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ年（365日当たり）2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第9条 受注者は、業務が完了したときは、その旨を書面をもって機構に通知しなければならない。

2 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会の上、業務の完了を確認するための検査を完了するものとする。

3 機構は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 機構は、受注者が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払いと同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して機構の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

第10条 業務内容若しくは履行期間の変更又は業務の一時中止等の事由により請負代金額を変更する必要を生じたときは、受注者は機構との協議に応じなければならない。

第11条 受注者は第11条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第12条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、機構と受注者が協議して定めるものとする。

以上